

## 国立市の女性支援に関する課題

### 1 相談に関して

- (1) DVなどのトラウマ治療や心理的ケアのためにカウンセリングにつなげたいが、保険診療外であることが多いことから経済的な課題がある女性は利用につなげられない。
- (2) 人との関係性を築くことが苦手な方が、施設や一時保護などの集団の場で生活することが難しく短期間で退所となってしまう。
- (3) DV等で避難の必要性があるが、生活環境を変えたくないとの意向で市内転居するケースの安全性。
- (4) 海外で婚姻した夫婦の離婚手続きが国内ではできないこと。
- (5) 国による文化や慣習の違いで支援がうまく進まないケースがある。
- (6) 医療につなげる必要があると思われる病識のないケースを医療につなぐ方法。
- (7) 自分で決めることができない女性の意思をどのように汲み取っていくのかが難しい。
- (8) 法律的、倫理的に逸脱していると思われる相談への対応。
- (9) 相談員は専門職として関わるだけでなく、人として話を聞くことが大事ではないか。
- (10) 相談の根底に女性の人権尊重、ジェンダーの認識を一層持つこと。

### 2 支援について

- (1) 行政に女性相談があることが市民に十分に伝わっていない。
- (2) 携帯電話などの連絡媒体を持っていない方は転居や就職などで課題となる。
- (3) 外国籍女性で日本語が十分わからず、支援や制度に関する意思疎通が難しい。
- (4) 女性支援法に基づく支援調整会議について、実効性や広域化の検討。
- (5) 携帯電話の機能やサービスが進み安全に利用できる知識や情報が追いつかない。
- (6) 支援の方向性を検討するために法律や医療についての専門家との連携を作りたい。
- (7) 他自治体の民間支援団体と連携した際の予算確保の必要性。
- (8) 配偶者暴力相談支援センターの設置検討。
- (9) 女性パーソナルサポート事業の短期宿泊の利用者の残置物やごみ等の処分について。
- (10) DV被害者が市内転居を希望した場合、本人の希望と安全性の見極めで悩む。

### 3 庁内連携について

- (1) 庁内の連携部署と支援の方向性が見解が異なるケース対応
- (2) 女性支援の仕組みや考え方などについて、庁内関係部署への周知、理解。
- (3) 庁内の連携部署に民間支援団体の現状などを共有していきたい。

#### 4 女性相談支援センターについて

- (1) 一時保護の受け入れが認められない対象者への対応（トランスジェンダー女性、身体介護の必要な方、ペット同伴、中学生以上の男子）
- (2) 希死念慮がある人を受け入れることが可能な一時保護先や居所が必要。
- (3) 一時保護後の支援方針を都の女性相談支援員とも協働で検討したい。

#### 5 女性自立支援施設について

- (1) 女性自立支援施設に入所希望のケースに関して、都の女性相談支援センターに相談するが、自殺企図や集団生活を送ることが困難なケースは入所を断られる傾向がある。

#### 6 関係機関について

- (1) 所管の警察署や市内の交番との関係作りが重要。
- (2) 所管の警察の担当部署に対して、女性支援について共有する場が欲しい。

#### 7 人材育成

- (1) 女性支援部門は少人数の部署であり且つ正規職員は異動がある。女性支援の専門性を獲得するまでに時間が必要となることから計画的な人材育成が必要となる。